

静岡県告示第255号の10

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、宇久須川水系宇久須川、大久須川、赤川、安良里浜川水系安良里浜川、仁科川水系仁科川、白川、本谷川、那賀川水系那賀川、岩科川、船田川、明伏川、中木川水系中木川、青野川水系青野川、鯉名川、二条川、差田川、一条川、奥山川、前田川、鈴野川、五十鈴川水系五十鈴川、殿田川水系殿田川、大賀茂川水系大賀茂川、稲生沢川水系稲生沢川、平滑川、敷根川、蓮台寺川、稲梓川、須郷川、河津川水系河津川、大鍋川、河津谷津川、稲取大川水系稲取大川、白田川水系白田川、川久保川、濁川水系濁川、大川川水系大川川及び草崎川水系草崎川（合計38河川）に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第4項及び同規則第3条第1項の規定に基づき、告示する。その関係図面は静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課、静岡県下田土木事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

=====

静岡県告示第255号の11

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、草崎川水系草崎川、伊東大川水系伊東大川、寺田川、小沢川、本郷川、泉川、北川水系北川、伊東宮川水系伊東宮川、伊東仲川水系伊東仲川、烏川水系烏川、水神川水系水神川、鍛冶川水系鍛冶川、熱海仲川水系熱海仲川、熱海宮川水系熱海宮川、上多賀大川水系上多賀大川、熱海和田川水系熱海和田川、初川水系初川、糸川水系糸川及び千歳川水系千歳川（合計19河川）に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第4項及び同規則第3条第1項の規定に基づき、告示する。その関係図面は静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課、静岡県熱海土木事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

=====

静岡県告示第255号の12

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、狩野川水系狩野川、観音川、沼津江川、浪人川、黄瀬川、雨降川、桃沢川、谷津川、梅の木沢川、佐野川、裾野大久保川、金沢川、用沢川、又沢川、下和田川、深良川、久保川、西川、境川、大場川、函南観音川、御殿川、夏梅木川、三島山田川、沢地川、徳倉宮川、泉川、入田川、来光川、柿沢川、堂川、函南冷川、葦山古川、江間川、戸沢川、長瀬川、深沢川、山田川、小山田川、野尻川、古川、神戸川、湯舟川、大見川、年川、大見西川、中伊豆山田川、城川、梅木川、冷川、徳永川、木橋川、京入道川、菅引川、地藏

堂川、原保川、冷小川、修善寺深沢川、柿木川、奥山川、嵩田川、船原川、数沢川、下り沢川、田沢川、吉奈川、入洞川、長野川、持越川、猫越川、宗光寺川、洞川、富士川水系沼川、赤淵川、須津川、江尾江川、春山川、駒瀬川、沼津大沢川、沼川第2放水路、八木沢大川水系八木沢大川、松原川水系松原川、火振川水系火振川、山川水系水口川、横瀬川、清越川、小土肥大川水系小土肥大川、大川水系大川、井田大川水系井田大川、沢梅川水系沢梅川、古宇川水系古宇川、立保川水系立保川、西浦河内川水系西浦河内川、西浦小河内川、陰野川水系陰野川、鮎沢川水系鮎沢川、野沢川、小山湯舟川、須川、中島川、上野川、奥の沢川、馬伏川、小山佐野川、竜良川、抜川及び小山川（合計107河川）に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第4項及び同規則第3条第1項の規定に基づき、告示する。その関係図面は静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課、静岡県沼津土木事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

=====

静岡県告示第255号の13

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、富士川水系小池川、吉津川、血流川、中河原川、有無瀬川、猫沢川、柚野布沢川、大倉川、大堰川、猪の窪川、原川、半野川、五斗目木川、稲瀬川、内房境川、廻沢川、山口川、稲子川、潤井川、沼川、田子江川、伝法沢川、和田川、田宿川、滝川、赤淵川、昭和放水路、須津川、江尾江川、春山川、駒瀬川、沼津大沢川、凡夫川、弓沢川、久遠寺川、神田川、風祭川、足取川、中沢川、大沢川、及び富士早川（合計41河川）に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第4項及び同規則第3条第1項の規定に基づき、告示する。その関係図面は静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課、静岡県富士土木事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

=====

静岡県告示第255号の14

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、富士川水系小池川、稲瀬川、内房境川、安倍川水系安倍川、丸子川、小豆川、藁科川、大門川、久住谷川、飯間谷川、新聞谷川、小瀬戸谷川、板谷島沢川、水見色川、保ヶ沢川、荒沢川、黒俣川、氷川、坂本川、杉尾川、諸子沢川、内牧川、八十岡川、相沢川、油山川、浅間沢川、安倍大沢川、安倍中河内川、仙俣川、西河内川、玉川大沢川、八重沢川、聖沢川、関の沢川、三郷川、秋山川、大井川水系大井川、関の沢川、井川西山沢川、向田川水系向田川、蛭沢川、堰沢川水系堰沢川、八木沢川水系八木沢川、由比川水系由

比川、桜ノ沢川、釜ヶ沢川、和瀬川水系和瀬川、興津川水系興津川、小河内川、中一色川、中河内川、神沢原川、湯沢川、布沢川、黒川、石沢川、波多打川水系波多打川、庵原川水系庵原川、山切川、巴川水系巴川、大沢川、山原川、塩田川、草薙川、継川、瀬名新川、吉田川、長尾川、則沢川、大慈悲院川、小鹿沢川、大谷川、長沢川、大正寺沢川、浅畑川、七曲川、安東川、滝ヶ原川水系滝ヶ原川、古安川水系古安川、殿谷川水系殿谷川、浜川水系浜川、小坂川水系小坂川、瀬戸川水系山中沢川及びユキ沢（合計84河川）に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第4項及び同規則第3条第1項の規定に基づき、告示する。その関係図面は静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課、静岡県静岡土木事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

=====

静岡県告示第255号の15

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、大井川水系大津谷川、伊太谷川、尾川、大代川、新堀川、清水川、童子沢川、相賀谷川、伊久美川、大久保川、福用川、身成川、家山川、切山川、笹間川、川根境川、下泉河内川、川根長尾川、小長井河内川、寸又川、横沢川、栗代川、関の沢川、菊川水系菊川、高草川水系高草川、瀬戸川水系瀬戸川、朝比奈川、葉梨川、市場川、岡部川、吐呂川、谷川川、野田沢川、青羽根川、山中沢川、ユキ沢、梅田川、内瀬戸谷川、谷稲葉川、滝沢川、滝之谷川、石脇川、小石川水系小石川、栃山川水系栃山川、成案寺川、東光寺谷川、木屋川、黒石川、志太田中川水系志太田中川、泉川、湯日川水系湯日川、坂口谷川水系坂口谷川、勝間田川水系勝間田川、朝生川、三栗川、萩間川水系萩間川、菅ヶ谷川、白井川、部ヶ谷川、須々木川水系須々木川、箴川水系箴川及び新溝川（合計62河川）に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第4項及び同規則第3条第1項の規定に基づき、告示する。その関係図面は静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課、静岡県島田土木事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

=====

静岡県告示第255号の16

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、菊川水系菊川、高松川、牛淵川、小笠高橋川、江川、丹野川、古谷川、内谷川、黒沢川、新田川、与惣川、下小笠川、畑ヶ谷川、谷本川、亀惣川、佐束川、小貫川、稲荷部川、上小笠川、栗原川、五百済川、小出川、西方川、沢水加川、富田川、天竜川水系一雲済川、上野部川、中西川水系中西川、箴川水系箴川、新溝川、会下ノ谷川、新野川水系浜岡朝比奈川、横舟川、門屋川、篠ヶ谷川、竜今寺川水系竜今寺川、

東大谷川水系東大谷川、深田川、弁財天川水系弁財天川、大須賀新川、西大谷川、下紙川、坊主淵川、三沢川、近江ヶ谷川、太田川水系太田川、坊僧川、古川、倉西川、磐田久保川、半ノ池川、安久路川、旧坊僧川、祝川、磐田田中川、原野谷川、蟹田川、小笠沢川、法多沢川、宇刈川、沖之川、逆川、馬込沢川、垂木川、家代川、西山沢川、東山沢川、倉真川、初馬川、掛川滝ノ谷川、掛川戸沢川、神代地川、海老名川、西之谷川、敷地川、小藪川、中沢川、一宮川、伏間川、瀬入川、三倉川、葛布川、大府川及び前川水系前川（合計84河川）に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第4項及び同規則第3条第1項の規定に基づき、告示する。その関係図面は静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課、静岡県袋井土木事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

=====

静岡県告示第255号の17

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、天竜川水系安間川、二俣川、阿蔵川、百古里川、阿多古川、長石川、西阿多古川、竹の平川、米沢川、天竜河内川、谷沢川、横山川、気田川、中山川、不動川、熊切川、杉川、石切川、平沢川、西川、水窪川、福沢川、相月川、河内沢川、後河内川、水窪河内川、釜ノ沢川、翁川、戸中川、草木川、河内川、大千瀬川、川内川、地八川、相川、馬込川水系馬込川、御陣屋川、北裏川、都田川水系都田川、旧新川、新川、九領川、堀留川、東神田川、段子川、権現谷川、伊佐地川、花川、和地大谷川、笠子川、坊瀬川、入出太田川、今川、西神田川、釣橋川、宇利山川、日比沢川、南川、平山川、川名宮川、宇志川、都築大谷川、井伊谷川、神宮寺川、陣座川、灰ノ木川、瀬淵川、梅田川水系梅田川及び境川（合計69河川）に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第4項及び同規則第3条第1項の規定に基づき、告示する。その関係図面は静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課、静岡県浜松土木事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友